

## カンボジア短期派遣 募集要項

### 1. 目的：

グローバル化の進展にともない、環境・疾病・移民といったトランスナショナルな諸問題への対応は、今日、喫緊の課題となっている。また、リベラル・デモクラシーへの懐疑が強まり、法の支配を体現すべき司法機関もポピュリストの批判対象となるなど、これまで所与の前提とされてきた法的・政治的諸原理や制度に対する「揺らぎ」が世界各地で顕在化し、性別、人種の差異による排除などの問題を生じさせている。

本プログラムは、現代社会が直面するこのような課題に取り組むことのできるグローバルリーダーの育成を目的として、市場経済化・司法制度の整備などの複合的な課題に取り組むアジアの法整備支援対象国に、法学研究科・法学部の学生を短期派遣するものである。具体的には、名大での事前研修、現地の大学における講義・学生交流、法律機関の訪問などを通じ、社会問題を自ら発見し、そうした問題を法学・政治学の見地から分析するために必要な基礎的能力の涵養をはかる。

今回、上記事業の一環として、カンボジアへの短期研修を実施する。

### 2. 応募資格・適性：

- ① 名古屋大学法学部・大学院法学研究科・法科大学院の正規課程に在籍する学生（但し、休学中を除く）

（プログラムの趣旨により、JASSOに応募可能な学部生を優先）

- ② 積極的・主体的・自律的・協力的な

- ・事前研修等への参加
- ・事後報告会等への参加
- ・報告書等の作成

を行える者

- ③ プログラム参加にあたり問題のない健康状態であること
- ④ 現地の生活に適応する意欲がある者
- ⑤ 英語または現地語で大学の講義が理解できること
- ⑥ 「比較法政演習 I」「比較法政演習 II」を受講済みであることが望ましい

原則として、2023 年度後期開講の特殊講義「アセアン諸国における法と政治」を履修すること  
2023 年度以前に「アセアン諸国における法と政治」を履修したのもも認める。

### 3. JASSO(独立行政法人 日本学生支援機構)奨学金応募資格：

本プログラム参加者は JASSO 奨学金(月額 7 万円)への申し込みが可能です。

申し込み条件：

- ① 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者
- ② プログラム関連の単位を取得すること
- ③ 設定された以下の語学水準を満たすこと  
語学水準 英語の場合の目安：TOEIC 400 点以上 (TOEFL の場合、PBT435 点以上、CBT123 点以上、iBT41 点以上、IELTS5.0(Academic Module)以上 もしくは前年度の語学成績で成績評価係数 2.3 以上
- ④ 設定された以下の成績水準を満たすこと

学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、**選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上**であること。前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとする。なお、成績評価係数で表すことができない場合は、別に定める様式に、特に成績が優秀であり、成績評価係数 2.30 以上であるとする理由を明記すること。

	成績評価			
評価点数	100～80	79～70	69～60	59 以下
	優	良	可	不可
	S、A+、A	B	C、C-	F、D
成績評価ポイント	3	2	1	0

#### 計算式

$$\{(\text{「評価ポイント 3 の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント 2 の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント 1 の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント 0 の単位数」} \times 0)\} \div \text{総登録単位数}$$

⑤ 在学中にフォローアップのための追跡調査に協力すること

⑥ 経済的理由により、自費のみでの参加が困難であること

原則として以下の家計基準の目安以下に合致する者を優先する

家計基準の目安

区分	給与所得世帯	給与所得以外の世帯
大学（学部）	3人世帯（自宅）1,012 万円	3人世帯（自宅）604 万円
	3人世帯（自宅外）1,059 万円	3人世帯（自宅外）651 万円
	4人世帯（自宅）1,096 万円	4人世帯（自宅）688 万円
	4人世帯（自宅外）1,143 万円	4人世帯（自宅外）735 万円
	5人世帯（自宅）1,314 万円	5人世帯（自宅）906 万円
	5人世帯（自宅外）1,408 万円	5人世帯（自宅外）1,000 万円
大学院（修士）	本人及び配偶者の収入	
大学院（博士）	536 万円程度	
	718 万円程度	

給与所得者・・・源泉徴収票の支払い金額（税込み）

給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額（税込み）

#### **渡航支援金**

一律 16 万円支給

※ただし家計支持者の所得金額（父母共働きの場合は父母の合算額）が次の金額である者

給与所得のみの世帯：年間収入金額（税込み）が 300 万円以下

給与所得以外の所得を含む世帯：年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

※他団体などから奨学金を受けている学生は、当奨学金との併用が認められない奨学金もあるので、確認すること。また、JASSO の奨学金も種類によっては併給が認められない場合があるため、同じく事前に必ず確認すること。

#### 4. 募集人員：10 名程度

派遣先：カンボジア 王立法経大学

#### 5. 活動内容：

① 事前研修

・特殊講義「アセアン諸国における法と政治」（英語） ※受講必須

- ・各国一般事情および法律・政治制度の講義、英語によるプレゼンテーション準備など
- ・オリエンテーション
- ・アジア法整備支援特別講座（1月に1回）参加推奨
- ・その他 CALE が開催する講演会等（随時）参加推奨

② 実地研修

- ・現地大学において学生との討論や交流、英語による講義の受講
- ・法律関係機関見学（裁判所等）
- ・海外で活躍する日本人起業家、名大修了生等との交流

③ 事後研修

- ・報告書の作成

6. 本研修に係る履修登録について

派遣者が決まったら、CALE から文系教務課に受講登録の依頼をします。

学生自身が本研修にかかる履修登録をする必要はありません。

- ・学部生科目名：法整備支援論演習 2 授業コード：0308324

7. 派遣時期：2024年3月上旬～下旬 10日程度（予定）

**注意事項：派遣日程は、派遣生決定後に最終的に決定します。上記から変更する可能性はありますが、派遣生との相談・同意なしに大きな変更を行うことはありません。**

8. 応募願書締切：2023年9月15日（金）申込フォームにて

9. 選考方法：書類選考＋面接（面接：9月25日（月）～9月28日（木））

10. 提出書類：指定の願書はフォーム（下記 URL）にて提出すること

[https://www.ics-com.biz/web\\_entry/nagoya/entries/add/190](https://www.ics-com.biz/web_entry/nagoya/entries/add/190)

※外国語能力証明書の写し、成績表（日・英）の写し、家計基準申告書類、源泉徴収表の写しもしくは確定申告書（第一表と第二表）（控）の写しについては合格決定後に提出を求めます。

（JASSO 奨学金申請のために必要な書類です。）

11. 費用：フライト代・宿泊費等は自己負担。支給要件を満たせば、JASSO 奨学金（給付額 7 万円）支給あり（10 名程度）

※ただし、家計収入（年間 300 万円未満）によっては、渡航費用として 16 万円を支給

問合せ先

法政国際教育協力研究センター(CALE) 松本宛

TEL：052-789-2325 / 052-789-4263

E-mail：asean@law.nagoya-u.ac.jp